

芳賀小学校ネットワーク運用規定

第1条【本規定のねらい】

この要綱は、群馬県前橋市立芳賀小学校（以下、芳賀小学校）におけるインターネットでの情報発信・受信に関し、児童・保護者・教職員の人権を保護する観点から、必要な事項を定めるものである。

第2条【インターネット利用の基本】

芳賀小学校において、インターネットを利用するにあたってはその教育的効果に十分配慮し、『前橋市教育情報ネットワーク利用ガイドライン』に準じておこなうものとする。

第3条【インターネットの主な利用形態】

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

（1）情報の発信

各教科・道徳・特別活動・学校行事での学習事項の成果やまとめ等を、本ホームページで発信する。

（2）情報の受信

本ウェブページに対する意見等を広く一般から受信する。

（3）情報検索及び収集

各サイト及び電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集し、また、関連する質問を送るなどして回答を得る。

（4）教材作成

各サイト及び電子メールを使用して授業で活用できる各種データを収集・加工して、教材として活用する。ただし、使用するすべてのデータについては、著作権に十分配慮し、データの引用先を明記する。

（5）国内及び国際交流

各サイト及び電子メールを使用して、学校と交流のある国内外の学校や海外の都市との通信を行う。

第4条【個人情報発信とその範囲】

本ウェブページ上に児童の作品や写真を掲載、もしくは、電子メールを利用する場合には、本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。また、発信する個人情報の範囲は次に定めるものとする。

（1）児童の意見・考え・主張等については、教育上の効果が認められる場合においてのみ発信できる。

（2）在籍児童の氏名は原則としてこれを公開しない。教育上必要な場合は、児童本人または保護者の了解を必ず得るものとする。

（3）児童の写真を掲載する場合は、写真と氏名の一致を見ないなどの配慮をし、氏名と写真の個人が特定できないようにする。

（4）住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の個人情報はこれを発信しない。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、学年・趣味・特技等の自己紹介程度を発信することができる。

（5）本ウェブページ上の情報は、すべて芳賀小学校がその著作権を有する。

第5条【教師による指導の徹底】

インターネットを児童が利用する場合には、『前橋市教育情報ネットワーク利用ガイドライン』と『芳賀小学校ネットワーク運用規定』に準じ、十分なモラルの指導と、個人情報保護に留意するものとする。

第6条【取り扱い責任者】

学校長は、インターネット利用の適正を図るために、インターネット取り扱い責任者（情報教育主任）を置き、情報教育部会を組織するものとする。

第7条【本ホームページの営利目的使用の禁止】

本ウェブページは、いかなる場合においても、営利目的に運用してはならない。

第8条【規定の明記】

本規定を本ウェブページ上で必ず明記するものとする。

第9条【規定の発効】

本規定は、ウェブページを運営した時点で自動的に効力を発するものとする。

附則 平成14年4月1日 『ネットワーク運用利用規定』制定

平成14年4月8日 『ネットワーク運用利用規定』発効